

## 旭川産品魅力発信事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川産品の魅力発信と観光産業の活性化を図ることを目的に、旭川市内の旅館・ホテル等が旭川産品を活用した飲食物の提供を行う際の仕入費用を予算の範囲において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に該当する宿泊事業者及び飲食事業者（以下「対象宿泊事業者等」という。）とする。

(1) 旭川ホテル旅館協同組合加盟事業者

(2) 旭川市内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む者のうち、同法第3条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている事業者。ただし、次に掲げる者は対象としない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を営む者、又は社会通念上同号に相当する営業を営む者

イ 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者が代表者又は役員となり営業を営む者

ウ 研修や福利厚生を主とした旅館・ホテル営業を営む者

(3) (1) 及び(2) に該当する宿泊事業者と提携関係にあり、宿泊者に対して夕食又は朝食を提供している飲食事業者

### (補助対象経費)

第3条 この要綱による補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象宿泊事業者等が旭川産品を活用して飲食物の提供を行う際の食材仕入費用のうち、次に掲げるものとし、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、米飯用として仕入れる米は補助の対象外とする。

(1) 旭川市のふるさと納税返礼品として登録されている食材

(2) 旭川市内で生産・製造された農畜産物及び加工品であり、通販やインターネットショッピング等で購入可能な商品

### (補助金額上限額)

第4条 補助金上限額は、別表のとおりとする。

(補助率)

第5条 補助率は、10分の10とする。

(交付の申請)

第6条 対象宿泊事業者等は、補助金の交付申請をする場合は、旭川産品魅力発信事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (4) 旅館業法に基づく旅館業の許可を受けたことがわかるものの写し(「旭川ホテル旅館協同組合加盟事業者」及び「旭川シティホテル懇話会」の加盟団体は提出不要とする。)
- (5) 第2条第3号に該当する飲食事業者である場合は、宿泊事業者と提携関係であることがわかるものの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条に規定する補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定額及びその他決定内容を旭川産品魅力発信事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する補助金の交付をしないことを決定したときは、理由を付して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 対象宿泊事業者等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係

る決定の内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した後において、対象宿泊事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行及び状況報告・調査)

第11条 対象宿泊事業者等は、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に従い、補助事業を行わなければならない。

- 2 市長は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、対象宿泊事業者等に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。
- 3 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助金の交付決定の内容に従っていないと認めるときは、対象宿泊事業者等に対して決定の内容に従うよう指示するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第12条 対象宿泊事業者等は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容を変更し、又はを廃止しようとするときは、あらかじめ旭川産品魅力発信事業補助金変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならないものとする。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を旭川産品魅力発信事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 対象宿泊事業者等は、当該事業が完了したときは、旭川産品魅力発信事業補助金実績報告書(様式第8号)に、事業報告書(様式第9号)、事業決算書(様式第10号)、支出を証する書類の写しを事業完了後速やかに、また令和5年2月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める提出期限において、未払の債務がある場合は、前項に定める報告書に添える「支出を証する書類の写し」を「支出を確定する書類の写し」に代えることができる。

(補助金の額の確定)

- 第14条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、対象宿泊事業者等に旭川産品魅力発信事業補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 2 前条第2項に定める支出を確定する書類の写しを添えた報告書の提出を受けた場合は、令和5年3月31日までに、改めて当該事業費の支出を証する書類の提出を受けて、確認を行うものとする。
- 3 対象宿泊事業者等は、第1項の確定通知書を受領後、速やかに旭川産品魅力発信事業補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

- 第15条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象宿泊事業者等は、本事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 対象宿泊事業者等は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(是正のための措置)

- 第16条 市長は、第13条第1項の報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認めるときは、対象宿泊事業者等に対し、これに適合させるための措置を講ずるよう指示するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第17条 市長は、対象宿泊事業者等が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消しを行なった場合は、取消しする金額など必要な事項を記載し、対象宿泊事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

- 第18条 市長は、第14条第3項の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以

内に対象宿泊事業者等が指定する口座に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、対象宿泊事業者等に対し、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第20条 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 対象宿泊事業者等は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、旭川産品魅力発信事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第13号)により、その金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(理由の提示)

第21条 市長は、第11条第3項若しくは第16条の規定による指示をするとき又は第17条第1項に規定する取消しをするときは、対象補助事業者に対してその理由を提示するものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

## 別表

宿泊定員数	補助金上限額
1名～50名	20万円
51名～70名	50万円
71名～90名	80万円
91名～100名	90万円
101名～150名	100万円
151名～200名	130万円
201名～	160万円